

## 伏見区基本計画策定委員会設置要綱

## (設置)

第1条 次期伏見区基本計画（以下区計画という。）について、区長の諮問に応じ、調査し、及び審議するため、伏見区基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

## (組織)

第2条 委員会は、委員30人以内をもって組織する。

2 委員は学識経験のある者その他区長が適当と認めるもののうちから、区長が委嘱し、又は任命する。

## (委員の任期)

第3条 委員は区計画に関する審議が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。

## (座長)

第4条 委員会に座長を置く。

2 座長は、学識経験のある委員のうちから、あらかじめ伏見区長が指名し、委員会が承認する。

3 座長は、委員会を代表し、会務を総理する。

## (召集及び議事)

第5条 委員会は座長が召集する。

2 座長は会議の議長となる。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

## (部会)

第6条 委員会は専門の事項を調査し、及び審議させるため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 部会は座長が指名する委員をもって組織する。

3 部会ごとに部会長を置く。

4 部会長は座長が指名する。

5 部会長はその部会の事務を掌理する。

6 部会は部会長が招集する。

7 部会は、必要があると認めるときは、部会の委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、伏見区役所区民部総務課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関して必要な事項は、座長が定める。

附則

- 1 この要綱は、平成21年 8月28日から実施する。
- 2 第5条第1項の規定にかかわらず、最初の委員会は伏見区長が招集する。